

## 広報モデル募集要項

### 1. 目的

みなかみ町公認の広報モデルを募集します。みなかみ町の自然・文化・暮らしの魅力を、広報誌や SNS 等(以下、「広報物」といいます)を通じて国内外へ発信し、町への愛着や共感を広げていくことを目的としています。この町の風景や空気感を、自身の感性で表現し、ともに魅力を発信していただける方を歓迎します。

### 2. 活動内容

みなかみ町の広報物にモデルとして参加していただきます。

主な活動内容は以下を予定しています。

- (1) みなかみ町公式 SNS 等への出演
- (2) 写真・動画コンテンツ等の撮影
- (3) 観光、文化、自然体験等の魅力発信
- (4) イベントやプロモーション活動への参加
- (5) その他、みなかみ町の広報に関する活動

なお、活動内容については参加者の個性や適性を踏まえ、相談のうえ決定します。

### 3. 応募資格

次の全てに該当する方とします。

- (1) 町内在住・在勤・在学者、またはみなかみ町に関心や愛着を持ち、本町の魅力発信に協力できる個人または家族であること。未成年者は保護者の承諾が必要です。
- (2) 暴力団等反社会的勢力の関係者でないこと。
- (3) 町税等に滞納がないこと。
- (4) 肖像権を自ら管理していること。

なお、営利目的の宣伝・広告活動・政治活動又は宗教活動等を目的とした応募はできません。

### 4. 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募者は、広報モデルとして登録され、町からの依頼により、撮影や体験等へ参加いただきます。撮影した写真や動画等は、町の広報物へ掲載する場合があります。
- (2) 登録期間は、登録日の属する年度から翌年度末までとなります。期間を満了すると登録が無効となります。
- (3) 広報モデルへの登録は、広報物への掲載を確約するものではありません。登録後であっても、町から撮影等の依頼を行わない場合があります。
- (4) 撮影した写真等の選定、編集および掲載方法については、町に一任いただきます。また、選考に関するお問い合わせには回答できません。

- (5) 写真等を撮影した場合であっても、編集上の都合等により掲載されない場合があります。
- (6) 登録期間中であっても、応募者本人からの申し出があった場合のほか、町が必要と判断した場合は、登録を取り消すことがあります。
- (7) 登録取り消し前に撮影した写真等については、削除できません。また、掲載前であっても制作状況等により使用する場合があります。
- (8) 撮影を依頼する際は、事前に日程、撮影場所その他必要事項について連絡します。なお、撮影は原則として町職員または町が委託する事業者が行います。
- (9) 撮影場所は原則として町内としますが、必要に応じて町外で撮影を行う場合があります。
- (10) 報酬等の支給については原則としてありません。また、応募に要する費用および撮影場所までの交通費等は、応募者の負担となります。
- (11) 広報物全体の統一感を考慮し、撮影内容によっては、当日の服装、ヘアスタイル、小物等について事前に相談させていただく場合があります。

## 5. 応募方法

応募フォームの注意事項をよくご確認のうえ、必要事項を入力し、写真データを添付してご応募ください。応募は随時受け付けます。

## 6. 応募写真

次の全てを満たす写真をご提出ください。

- ・応募者本人のみが写っているもの
- ・顔がはっきり確認できる上半身の写真であること
- ・3MB以下の電子データ(JPEGまたはPNG形式)であること
- ・合成や過度な加工等を行っていないもの

※応募写真の返却はできません。

※家族で応募いただく場合は、これらの条件を全て満たす写真であれば、応募者が2人以上掲載している写真でも構いません。

## 7. 登録と連絡

- (1) 応募フォーム等の記載内容と添付写真をもとに町が登録選考を行います。
- (2) 選考結果は1か月以内を目安にメールにてお知らせいたします。
- (3) 選考に関する個別の問い合わせには原則対応しません。

## 8. 撮影協力依頼の連絡

- (1) 広報物の企画内容等を踏まえ、登録された広報モデルの中から町が撮影等への協力を依頼します。
- (2) 撮影等の依頼に関する選定は町が行います。なお、選定理由等に関するお問い合わせには回答できません。

(3) 撮影等を依頼しない場合は、個別の連絡は行いません。

## 9. 注意事項

- (1) 撮影した写真・動画等の著作権その他一切の権利は、みなかみ町に帰属します。
- (2) 本募集により取得した個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。ただし、広報物への掲載にあたり、本人の同意を得た場合は、氏名等を公表する場合があります。
- (3) 撮影に伴い知り得た情報については、町が広報物を公開するまでの間、SNS 等による発信を含め、第三者へ開示または漏えいしてはなりません。
- (4) 小学生以下の方が撮影に参加する場合は、保護者の同伴をお願いします。

## 10. 登録の取り消し

広報モデルは、登録を取り消したいときは、町へ申し出ることによって登録を解除することができます。また、町長は、広報モデルが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消す場合があります。

- (1) みなかみ町または第三者の名誉を傷つけ、もしくは広報モデル制度の目的に反する行為を行った場合
- (2) 提出した登録情報に虚偽その他不正があった場合
- (3) その他町長が登録の継続を適当でないと認めた場合

## 11. 免責事項

撮影および活動中の事故、怪我、盗難その他のトラブルについて、町に故意または重大な過失がある場合を除き、町は責任を負いません。

## 12. 問い合わせ先

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318

群馬県利根郡みなかみ町役場総務課広報戦略係

電話:0278-25-5027/FAX:0278-62-2291

メール:press@town.minakami.gunma.jp ※件名に【モデル】と入力してください。

## 広報モデルFAQ

Q1. モデル経験がなくても応募できますか？

A. 応募できます。モデル経験の有無は問いません。みなかみ町の自然や文化、暮らしに関心を持ち、本町の魅力発信に協力いただける方を歓迎します。

Q2. 町外在住でも応募できますか？

A. 応募できます。町内在住・在勤・在学者のほか、みなかみ町に関心や愛着を持ち、本町の魅力発信に協力いただける方も応募可能です。

Q3. 家族で応募することはできますか？

A. 応募できます。親子や兄弟姉妹など、ご家族での応募も可能です。

Q4. 子どもだけで応募できますか？

A. 未成年者の応募には保護者の承諾が必要です。また、小学生以下の方が撮影に参加する場合は、保護者の同伴をお願いします。

Q5. 応募したら必ず撮影に参加できますか？

A. 必ずしも撮影をお願いするものではありません。広報物の企画内容等を踏まえ、登録された広報モデルの中から、町が撮影等への協力を依頼します。

Q6. 登録期間が満了した後も継続したい場合は、どうすればよいでしょうか？

A. 登録期間満了後に改めて応募手続きを行ってください。

Q7. 報酬はありますか？

A. 原則として報酬等の支給はありません。また、応募に要する費用や撮影場所までの交通費等は、応募者の負担となります。

Q8. 撮影時の服装に指定はありますか？

A. 撮影内容によっては、服装やヘアスタイル、小物等について事前に相談させていただく場合があります。広報物全体の統一感や企画内容に合わせて調整をお願いすることがあります。

Q9. 撮影した写真は自分でも使用できますか？

A. 撮影した写真・動画等の著作権その他一切の権利は、みなかみ町に帰属します。使用を希望する場合は、事前にご相談ください。

Q10. 応募写真はどのようなものを提出すればよいですか？

A. 応募者本人のみが写っている、顔がはっきり確認できる上半身の写真をご提出ください。また、3MB以下のJPEGまたはPNG形式で、合成や過度な加工を行っていない写真をご提出ください。

Q11. SNSのアカウントがなくても応募できますか？

A. 応募できます。SNSの利用状況は応募条件ではありません。

Q12. 撮影した内容を自分のSNSへ投稿できますか？

A. 町が広報物を公開する前は、撮影に関する情報や写真等をご自身のSNS等へ投稿することはできません。公開後の取り扱いについては、内容に応じて個別にご案内します。

Q13. どのような広報物に掲載されますか？

A. 広報誌、町公式SNS、Webサイト、観光PR素材、ポスター等への掲載を予定しています。なお、編集上の都合等により掲載されない場合があります。

Q14. 応募内容や選考結果について問い合わせできますか？

A. 選考基準や選定理由等に関するお問い合わせには回答できません。あらかじめご了承ください。